

中標津町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

第1 趣旨

中標津町では、本町にふるさと納税をしていただいた寄附者に対する感謝の意を表するとともに、町の魅力発信及び産業振興・観光振興による地域活性化を図ることを目的として、寄附者に返礼品として物品やサービス等（以下「地場産品等」という。）を贈呈するため、地場産品等を提供する事業者等（以下「提供事業者」という。）を募集します。

第2 取りまとめ委託事業者

返礼品の取扱業務全般については、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等について、効率的な運営に万全を期するため、返礼品の取扱業務全般を代行する取りまとめ事業者（以下「委託事業者」という。）へ業務を委託します。

なお「中央コンピューターサービス株式会社」を委託事業者として指定しております。

第3 募集する提供事業者の要件

提供事業者は、次の要件をすべて満たしていることを条件とします。

ただし、要件に適合していても、町が提供事業者として適当でないと判断した場合や返礼品として適当でない地場産品等と判断した場合は、提供事業者としないものとします。

- (1) 本町の地元特産品等（第4の「募集する返礼品の要件」に適合するもの）を取り扱っている法人や個人事業者などであること。
- (2) 納期到来分の町税等を滞納していないこと。
- (3) 代表者等が中標津町暴力団排除推進条例第2条第2号に規定する暴力団員、または同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (4) 寄附者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律57号）により取り扱うこと。なお、本事業により知り得た一切の事項について第三者に漏らしてはならず、本業務終了後も同様とする。
- (5) 地元産品の写真に係るデータの提供や撮影等、ふるさと納税のホームページ、パンフレットその他の製作や宣伝のために協力ができること。
- (6) 商品情報の開示が可能であること。
- (7) 原則として、電子メールの送受信が可能であるインターネット環境又はFAXを有しており、発注・発信等の連絡が可能な環境が整っていること。
- (8) 各種法令、条例、規則に沿った生産・製造・販売・サービス提供等を行っていること。
- (9) 本町が返礼品や製造現場、その他ふるさと納税運営業務について、調査や確認が必要であると判断した場合、協力するとともに誠実に対応すること。

第4 募集する返礼品の要件

1 返礼品は中標津町の魅力や懐かしさを感じられるもので、町の特産物・農産物など地場産業の振興に寄与するものや、町への誘客のきっかけになるものなど幅広いものとし、次の要件を全て満たしていることを条件とします。

(1) 商品の場合

ア 国が定める地場産品の基準（平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5号各号）を遵守し

ていること。

イ 品質及び数量について、品質管理と安定供給が見込める商品とする。なお、季節商材などの期間限定、数量限定で供給可能なものは可とする。また、単品、詰合せのどちらも可とする。

ウ 返礼品は、受注後に概ね2週間以内に指示された送付先に、郵送、宅配便等で発送できるものとする（季節商材を除く）。

エ 食品の場合、出荷後に適切な賞味（消費）期限が保証されるものとする。

(2) 旅行券、体験等のサービスの場合

ア 次の要件にすべて該当しているものとする。

(ア) 中標津町内で提供されるもの。

(イ) 旅行券のうち航空券は中標津空港を離着陸する路線、宿泊券は中標津町内の宿泊施設に限る。

(ウ) 体験等のサービスは、中標津町の魅力を発信し、交流人口の拡大等につながる要素をもつものとする。

イ 寄附者に対して寄附者氏名を記載した案内文書を郵送するほか、その権利に関する有効期限は概ね1年間とする。

ウ 体験型サービスの提供において、天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日時の設定又は同額程度の代替品を提供すること。

(3) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等の関係法規を遵守し、違反していない地場産品等であること。

(4) 国から適宜示されるふるさと納税に関する通知に遵守していること。

2 返礼品の応募については、次のとおりとします。

(1) 返礼品の寄附金額は、国が定める基準（地方税法（昭和25年法律226号）第37条の2）を基に、地場産品等の内容や返礼品の募集に際し発生する経費に応じて町が定めます。なお募集に際し発生する経費は以下のとおりとなっております。

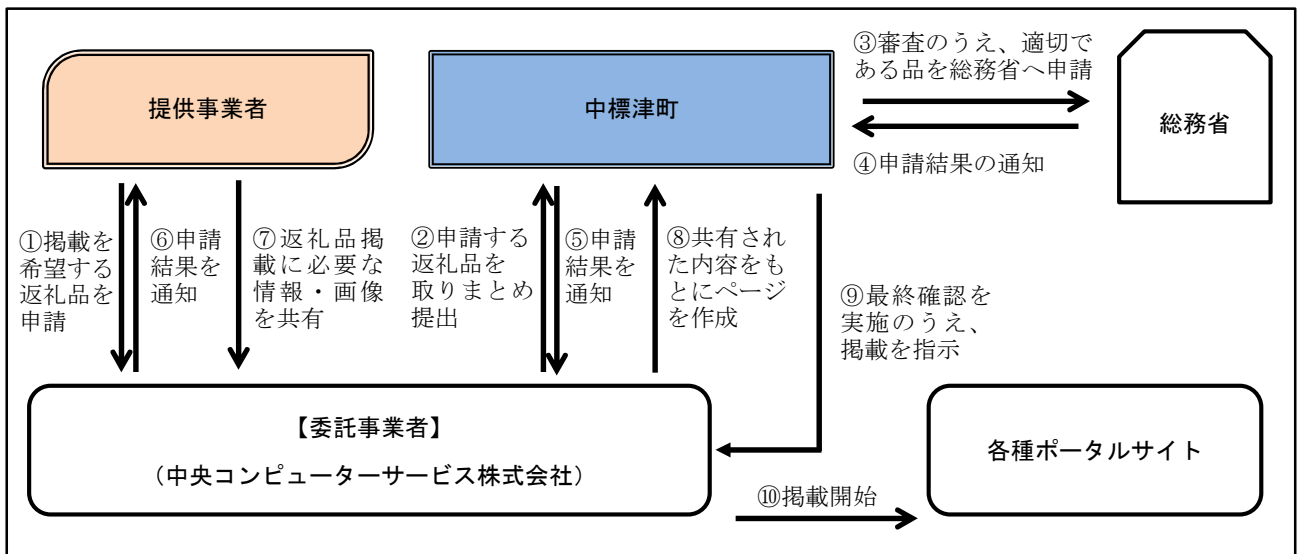
(返礼品の募集に際し発生する経費)

寄附金額の3割以内		送料	納付に係る各種証明書の発行・送付経費 中間事業者への委託費用 / 広告費 ポータルサイトへの掲載手数料及び 決済手数料 / 人件費
返礼品代金			
商品代金	梱包代金等諸経費		
寄附金額の5割以内			

3 返礼品の掲載については、次のとおりとします。

- (1) 提供事業者はふるさと納税の返礼品として掲載を希望する品を委託事業者へ申請する。
- (2) 委託事業者は各事業者より申請のあった品を取りまとめ、町へ提出する。
- (3) 町は申請のあった品が関係法令や地場産品として適切であるか審査を行い、適切であると認められた品を対象に総務省への申請を行う。
- (4) 総務省より申請結果の通知が届き次第、委託事業者を通じ、申請結果を通知する。
- (5) ふるさと納税の返礼品として必要な情報や画像を委託事業者へ共有する。
- (6) 委託事業者は提出された情報を基に返礼品ページの作成を行い、町で最終確認のうえ、掲載が開始される。

【返礼品の掲載手順】

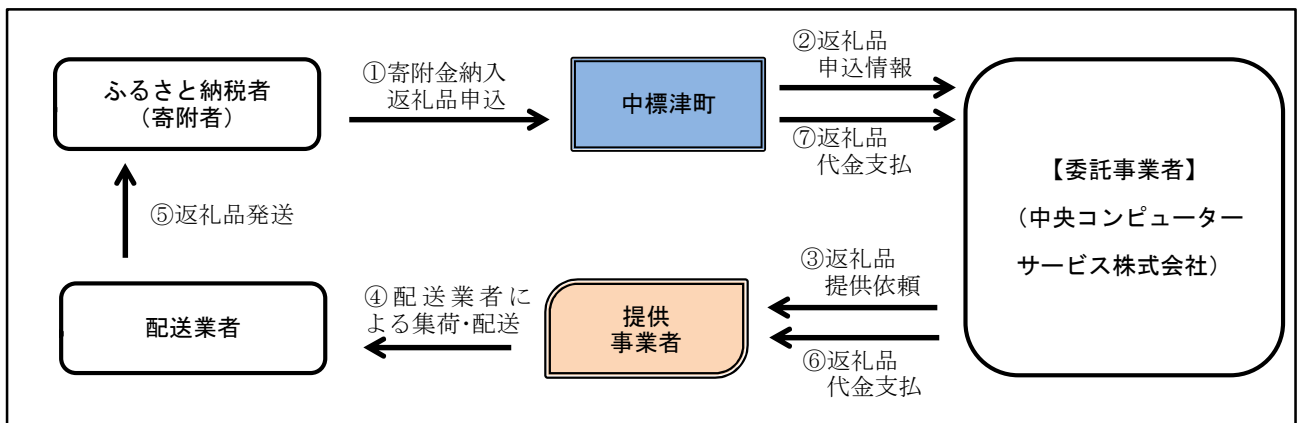


4 返礼品贈呈の仕組みについて

寄附をいただいた個人のうち希望者に対して、寄附金額に応じた返礼品を贈呈します。なお、寄附金額により、返礼品を組み合わせることも可能とします。

また、商品代金の振込み時期は商品発送（発券）から1ヶ月半～2ヶ月後になることから、一定期間の立替えが発生することをご承知下さい。

【提供事業者の事業イメージ】



第5 提供事業者におけるメリット

- (1) 全国の寄附者に自社商品をPRすることで、新たな顧客の獲得を目指すことができます。
- (2) 町が提携するふるさと納税ポータルサイトに商品の画像、商品名、事業者名が掲載されるため、広告効果が期待できます。ただし、返礼品等の内容・在庫数量等によっては、町が提携するふるさと納税ポータルサイトのうち一部への掲載とする場合があります。
- (3) 寄附者へ返礼品を発送する際に、自社パンフレット等を同封し、返礼品以外の商品もPRが可能です。なお、これらの資料1部を事前に町へ提出すること。

第6 書類提出に関する義務

町へ「ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼同意書」（以下「申請書兼同意書」という。）と「中標津町ふるさと納税返礼品提供事業者誓約書」（以下「誓約書」）を提出すること。
また返礼品の提供を希望するものは、委託事業者と契約を取り交わすこと。

第7 登録の解除

次のいずれかに該当した場合は、返礼品の登録を解除する。

- (1) 提供事業者が町に登録解除を申し出たとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3「募集する提供事業者の要件」と第4「募集する返礼品の要件」のいずれかに規定する事項を満たさなくなったとき。
- (4) 苦情やクレームで町のブランドイメージの低下が懸念されるとき。
- (5) 採用予定返礼品が確定してから、1年間ポータルサイトへの掲載が行われなかったとき。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

第8 応募方法

委託事業者である中央コンピューターサービス株式会社又は中標津町役場の下記記載の問合せ先までご連絡をお願いします。提供事業者の選定にあたっては、第3及び第4の要件に合致するかどうかを含め、総合的に判断します。

第9 募集期間

随時

第10 その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容については、適正な管理等に万全を期すため、中央コンピューターサービス株式会社に取りまとめ及び審査し、町が決定します。
- (2) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に中央コンピューターサービス株式会社まで連絡してください。
- (3) 登録された事業者の所在地、名称若しくは代表者、その他変更がある場合は、事前に中央コンピューターサービス株式会社まで連絡のうえ、町へ申請書兼同意書を提出してください。
- (4) 申込に係る提出書類、資料の返却は致しません。

第 11 問合せ先

<p>【事業者・返礼品登録に関する問合せ先】 中央コンピューターサービス株式会社 〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目1-2 SE札幌ビル10階 TEL：011-590-5552 FAX：011-788-3823 メール：furusato-biz@ccs1981.jp</p>	<p>【町担当】 中標津町役場 総務部政策推進課ふるさと応援係 〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地 TEL：0153-74-0727 FAX：0153-73-5333 メール furusato@nakashibetsu.jp</p>
---	---